山口県議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方分権が進展する中、二元代表制の一翼を担う県議会には、地域住民の代表機関としての責任と役割の下、議会機能の一層の充実強化が求められている一方、昨今の厳しい財政状況等を背景に、議会自らも身を削る努力が求められており、こうした両面からの要請に応えるべく、望ましい議員定数のあり方の検討・見直しが必要となっている。

このため、県議会では選挙区問題検討協議会を設置し、検討協議が行われた結果、議員定数については、議員1人当たり人口の目安を3万人以上とすることを基本に、本県と人口同等規模県の議員削減状況等を考慮して、現行より2人減の47人とすることで取りまとめられたことから、今回の改正を行うものである。

2 改正の内容

山口県議会議員の定数を47人とする。

3 施行日

次の一般選挙から施行する。